

一定の病気にかかっている方及びそのご家族の皆さん等へのお願い

※一定の病気：認知症、統合失調症、てんかん、再発性の失神、そううつ病、無自覚性の低血糖症、睡眠障害、その他運転に支障のあるもの

- 自動車教習所に入所する前に、必要に応じて、警察に相談してください。
 - ・ 運転免許センター等には、運転適性相談窓口を設置し、一定の病気にかかっている方及びその家族の皆さん等から運転免許に関する相談をお受けしています。
- 仮免許の取得、運転免許の取得又は更新をするときは、警察にご自身の病状を正確に申告してください。虚偽の申告をした場合は罰則が適用されます。
 - ・ 仮免許の申請時に、以下のような質問に回答していただきます。

- 1 過去5年以内において、病気（病気の治療に伴う症状を含みます。）を原因として、または原因は明らかでないが、意識を失ったことがある。
- 2 過去5年以内において、病気を原因として、身体の一部又は全部が、一時的に思い通りに動かなくなったことがある。
- 3 過去5年以内において、十分な睡眠時間を取っているにもかかわらず、日中、活動している最中に眠り込んでしまった回数が週3回以上となったことがある。
- 4 過去1年以内において、次のいずれかに該当したことがある。
 - ・ 飲酒を繰り返し、絶えず体にアルコールが入っている状態を3日以上続けたことが3回以上ある。
 - ・ 病気の治療のため、医師から飲酒をやめるよう助言を受けているにもかかわらず、飲酒をしたことが3回以上ある。
- 5 病気を理由として、医師から、運転免許の取得又は運転を控えるよう助言を受けている。

- 体調不良などの理由により、運転に支障があると感じたときは、運転を控えてください。
 - ・ 処方されている薬を忘れたときや、睡眠不足で体調が悪いときなど。
- 運転に支障のある状況が、長期間又は頻繁にある場合は、警察に相談してください。

※ 運転適性相談窓口では、一定の病気にかかっている方などの運転免許に関する相談を受け付けています。

三重県警察

運転適性相談窓口
運転免許センター内

059-229-1212
適性相談係